

社会福祉法人寿泉会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人寿泉会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする。）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次のとおり報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

- (1) 常勤及び準常勤役員については、報酬を支給する。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給する。

(報酬の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬の額は、次の各号による区分に応じて支給する。

- (1) 報酬については、別表第1及び第2に定める額
- (2) 役員等が職務のために出張をしたときは、当法人の旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(費用の弁償)

第4条 役員等がその職務のために要する交通費は、別表第3に定める額により支給する。

- 2 交通費の実費が、前項の費用弁償の額を超える場合においては、その額とする。
- 3 前項の場合において、自家用車を利用した場合には、路程に応じた車賃を支給するものとし、次の各号により算定した路程に対し、単価 25 円を乗じて得た額を支給する。
 - (1) 車賃は全路程を通算して計算する。
 - (2) 前号により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
- 4 やむを得ず有料道路を使用しなければならない場合は、有料道路使用の実費額を支給することができる。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給されている者の役員等報酬は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬は、次のとおり支給する。

- (1) 常勤及び準常勤役員等については、翌月 15 日に支給する。但し、支給日が土曜、日曜、祝日に当たるときは、その前日に支給する。
 - (2) 非常勤役員等については、会議への出席等の業務に従事した都度、支給する。
- 2 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附 則

- 1 この規程は、平成29年6月14日より施行する。
- 2 この規程は、平成29年4月1日より適用する。

別表第1（常勤及び準常勤役員等の報酬）

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000 円

別表第2（役員等の報酬）

（1）評議員

区 分	日 額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

（2）理事

区 分	日 額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

（3）監事

区 分	日 額
監事監査等への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

別表第3（交通費の費用弁償）

区 分	会議等への出席1回当たり
評議員	1,000 円
理事	1,000 円
監事	1,000 円